

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについて、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、同日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記緊急事態宣言等の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

なお、令和2年4月1日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」は廃止します。

記

1 妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応について

妊娠婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、入院等により母子分離となることも想定されるなど、妊娠婦や養育者の不安が一層増大するおそれがあることから、心のケアを含めたよりきめ細やかな支援が必要となること。

市町村における場合は、医療機関や保健所等の関係機関と十分連携し、妊娠婦や乳幼児等への感染の状況や心身の状況を把握した上で、電話等による相談支援を行うなど、妊娠婦や養育者等の不安の解消に努めていただきたいこと。

都道府県における場合は、これらについてご了知の上、衛生主管部局とも連携の上、妊娠婦や乳幼児等への支援を充実していただきたいこと。

2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。
 - 同号で指定された区域以外の市町村においては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における議論を踏まえつつ、
 - ・「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村である場合には、原則として集団での実施を延期することとし、
 - ・それ以外の市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場（3つの密）」を避けるため、必要に応じて延期等の措置をとること。
- ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。
- なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

3 保健師による訪問指導等について

保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業については、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

- (1)訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。
- (2)事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

4 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

上記3と同様の対応とすること。

(参考)

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等について（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年4月1日）」等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html